



2022年5月20日

各 位

会 社 名 東洋電機株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 松尾 昇光
(コード：6655 名証メイン市場)
問合せ先 執行役員 経営管理本部長 佐分 隆之
(TEL：0568-31-4191)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月23日開催予定の第83期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

① 定款第15条

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

② 定款第26条

定款に定めることにより、取締役会における書面決議が可能となるため、より機動的な意思決定をしていくことを目的として、変更案第26条2項を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行	変更(案)
第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類	(削除)

<p>に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	
<p>(新設)</p>	<p><u>第 15 条(株主総会参考書類等の電子提供措置等)</u> <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>第 26 条 (取締役会の決議の方法) 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。 (新設)</p>	<p>第 26 条 (取締役会の決議の方法) 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。 <u>2. 当社は、会社法第 370 条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(附則)</u> <u>1. 変更前定款第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および変更後定款第 15 条 (株主総会参考書類等の電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日 (以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。</u> <u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 15 条はなお効力を有する。</u> <u>3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日 2022 年 6 月 23 日
(2) 定款変更の効力発生日 2022 年 6 月 23 日

以上